

1号認定子どもに係る保育料変更について (第二階層の保育料)

1 変更の理由

市町村が保育料を定める際、国が定める利用者負担額（保育料）を上限とすることとされているが、国の27年度予算編成において、幼児教育無償化に向けた取組（低所得者世帯へ支援）として、国が定める利用者負担額（第二階層に限る）が当初の額より減額されたことから、当該階層における保育料の変更（減額）が必要となるもの。

(1)市保育料設定の経緯

- 平成26年10月 第6回八戸市子ども・子育て会議…保育料（案）を提示
- 平成26年11月 第7回八戸市子ども・子育て会議…第二階層について3,800円で承認
- 平成27年 1月 国通知により当該階層に係る利用者負担額の減額が判明

(2)国の利用者負担額等の変更内容

ア 国の利用者負担額（第二階層） ※ 第二階層のみが変更となり、他の階層の変更はない。

	全国平均の保育料等 (入園料を含む年額)	就園奨励費 (年額)	保護者負担額	
			年額	月額
変更前	308,000 円	199,200 円	108,800 円	9,100 円
変更後	308,000 円	272,000 円	36,000 円	3,000 円

※ 保育料等 308,000円には、給食費は含まれていない

(参考) 幼稚園就園奨励費補助単価の変更 変更後 272,000円 (変更前 199,200円)

(1人目の補助単価)

階層区分		26年度	27年度	差額
1	生活保護世帯	308,000 円	308,000 円	0 円
2	市民税非課税世帯	199,200 円	272,000 円	72,800 円
3	市民税 所得割	77,100円以下	115,200 円	0 円
4		211,200円以下	62,200 円	0 円
5		211,201円以上	0 円	0 円

※ 階層区分は、27年度の階層区分で表記している
新制度に移行しない園は表の補助を受けるもの

イ 当市における保育料

階層		国が定める基準額	当市の保育料 (案)
1	生活保護世帯	0 円	0 円
2	市民税非課税世帯	9,100円 → 3,000 円	3,800円 → ? 円
3	市民税 所得割 課税額	77,100円以下	11,000 円
4		211,200円以下	15,600 円
5		211,201円以上	21,100 円

2 保育料変更（案）

第二階層における保育料を、3,800円から0円に変更することとしたい。

【保育料を0円とする理由】

- (1) 第7回会議に提示した算定方法によると、幼稚園全体としては保護者負担が0円となり、保護者の負担が軽減されることとなるため。

第7回八戸市子ども子育て会議資料(案5)より第2階層部分のみ抜粋

	児童数 (人)	保育料等の合計額(年額)					就園奨励費 (年額)	保護者負担額	
		入園料 (1回限)	保育料(月額)			年額:計		年額	月額
			保育料	給食費	計				
A	B	C	D	E=C+D	F=B+(EX12)	G	H=F-G	H÷A÷12	
承認案	141	1,410,000円	2,765,450円	0円	2,765,450円	34,595,400円	28,087,200円 (1人当 199,200円)	6,508,200円	3,800円



変更後	141	1,410,000円	2,765,450円	0円	2,765,450円	34,595,400円	38,352,000円 (1人当 272,000円)	0円	0円
-----	-----	------------	------------	----	------------	-------------	-------------------------------	----	----

※「変更後」の就園奨励費の金額は、最大値を記載している。

- (2) 2号認定子どもに係る保育料とのバランスを図るもの

第1表のとおり、保育料を0円とした場合、2号認定子どもとの保育料の差が大きくなるが、保護者の実負担額は、実費徴収される給食費4,000円を含めた額(第2表)となり、2号認定の保育料と比べ低額となるものの、それほど大きな差では無いと考えられる。

なお、2号認定の保育料には、副食費が含まれるが、主食費は含まれていないため、比較の際、主食費として1,000円を仮置きしている。

【第1表】

階層	保育料
1 生活保護世帯	0円
2 市民税非課税世帯	0円
3	77,100円以下 11,000円
4 市民税所得割	211,200円以下 15,600円
5	211,201円以上 21,200円

※給食費(4,000円と想定)を含まない

階層	3歳以上	
	保育標準時間	保育短時間
1 生活保護世帯	0円	0円
2 市民税非課税世帯	6,000円	6,000円
3 市民税均等割のみ	14,000円	13,800円
第4階層～ 第14階層	市民税所得割 211,200円以下	16,500円以上 32,000円未満 16,300円以上 31,500円未満
第15階層～	市民税所得割 211,201円以上	32,000円 31,500円

※給食費のうち、副食費を含み、主食費(1,000円と想定)を含まない

【第2表】

公定価格	内容	当初保育料	変更後保育料		2号認定 3歳以上
			国基準	市の案	
地方単独費用分	→ 市1/2・県1/2	3,800円	3,000円	0円	6,000円
全国統一費用分	→ 国1/2・県1/4・市1/4				
保育料(市単独軽減分)	→ 国基準額と市が定めた保育料の差額				
保育料(保護者負担分)	→ 市が定めた保育料				
上乗せ徴収分	→ 教育・保育の質を向上を図るために必要な費用で保護者に負担を求めるもの				
実費徴収分	→ 給食代等	4,000円	4,000円	4,000円	1,000円
保護者の実徴収額		7,800円	7,000円	4,000円	7,000円